

第 7 号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和2年8月4日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

専第 13 号

和解及び損害賠償額の決定について

次に掲げる日、路線名等、場所及び原因で発生した事故に関し、和解の相手方と熊本県との間に次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することとする。

令和2年7月22日専決

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

| 発 生 日<br>路 線 名 等<br>発 生 場 所<br>事 故 の 原 因            | 和解の相手方       | 損害賠償の額   | 和 解 事 項  |
|---|--------------|----------|--|
| 令和元年12月17日<br>一般県道矢護川大津線<br>菊池郡大津町大字陣内地<br>内<br>蓋不全 | 個 人<br>(歩行者) | 175,773円 | 当事者双方は、<br>今後本件に関し<br>て、裁判上又は裁<br>判外において一切<br>の異議及び請求の<br>申立てをしないこ<br>と。 |